会 議 開 催 案 内

令和7年度第1回宮古市社会教育委員会議を次のとおり開催します。

令和7年5月27日

宮古市社会教育委員会議

- 1 開催日時
 - 令和7年6月26日(木) 午後1時30分から
- 2 開催場所宮古保健センター 1階 大会議室
- 3 議題
- (1) 令和7年度生涯学習事業計画及び社会教育事業計画について
- (2) 令和7年度公民館事業計画について
- (3) 令和7年度図書館事業計画について
- (4) 令和7年度スポーツ・レクリエーション振興事業計画について
- (5) 令和7年度文化事業計画について
- (6) その他
- 4 傍聴定員 5人
- 5 傍聴の可否及び手続き
- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までにお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
- (3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
- (4) 受付開始時刻は、午後1時10分です。
- (5) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先

宮古市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係 電話 0193-68-9119

傍 聴 要 領

宮古市社会教育委員会議

1 傍聴する場合の手続

- (1)会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏 名及び住所を記入し、宮古市社会教育委員会議議長の許可を受けたうえで、 事務局職員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないと きは、退場していただく場合があります。
- 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
- (1)会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と 可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会 議議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。